

■入居中の方へ

各種手続き

申請が必要なとき	申請名	注意事項
同居者が転出・死亡した時や 子供が生まれた時	異動届	<p>次にあてはまる時は、「異動届」の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居承認書記載の家族が、住宅に住まなくなった場合。(転出や死亡) ・出生 <p>※市民課や出張所での手続きとは別に、指定管理者への届出が必要です。</p>
当初からの同居者以外の人 を同居させたい時	同居承認申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・入居承認書記載の家族以外の親族を同居させようとする場合。 <p>ただし、この同居承認は、公営住宅法により承認できる範囲が限られていますので、申込される前に必ず指定管理者に相談して下さい。</p> <p>※無断同居については、その同居が違法な場合、退去していただくとともに、入居者にも不利益な取り扱いがなされる場合があります。</p> <p>※単身者向住宅は、本人以外の人を同居させることはできません。</p>
入居名義人の変更→入居者の地位の承継	入居名義人変更承認 申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・入居名義人が転出、死亡した場合。 <p>ただし、この継承は、公営住宅法により承認できる範囲が限られていますので、申込みされる前に必ず指定管理者に相談して下さい。</p> <p>※この承認を受けずに放置すると、住宅を退去していただくこととなります。</p>

市営住宅を退去するときや地 位の承継ができないとき	住宅返還届	返還日の5日前までに、豊中市営住宅・管理センター へ連絡の上、係員に従って必要な手続きを行って下 さい。 ※退去の際には、家具・荷物その他家財類の片付 け、駐車場契約の解約、浴槽等(個人が設置したも の)全ての撤去をお願いいたします。
------------------------------	-------	--

○その他に必要な届出・申込は次のとおりです

- ・氏名の変更 ・勤務先の変更 ・連帯保証人の変更 ・連帯保証人の住所の変更
- ・入居者が住宅を2週間以上不在にする時 ・緊急連絡先の変更等 ・模様替え

※同居承認及び名義変更の届出は、その事情により必要書類が異なりますので必ず一度豊中市営住宅募集・管理センターへご連絡下さい。

※住宅を返還されるときは、電気、ガス、水道などの供給機関に退去する旨の届出と料金の精算を必ずしてください。

※各種手続きには、戸籍謄本、収入証明、住民票、印鑑証明等の書類が必要となる場合がございます。

詳しくは、豊中市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。